

スポーツ合宿受入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水俣市内においてスポーツ合宿等を実施し、市内宿泊施設を利用するアマチュアスポーツ団体（以下「団体」という。）の誘致を推進するため、スポーツ合宿受入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する「旅館・ホテル営業」に供する施設をいう。

(交付の要件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- (1) スポーツ競技に関する合宿であること。
- (2) 本市若しくは近隣地域のスポーツ施設を利用して合宿を実施する団体であること。
- (3) 合宿期間中、市内の宿泊施設に宿泊すること。
- (4) 合宿に参加した者の延べ宿泊者数（宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数）が10人以上であること。

(交付の補助金額)

第4条 この補助金の交付の補助金額は、合宿に参加した者の延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額とする。ただし、10万円を上限とする。

(補助金の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、原則として合宿開始3日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ合宿受入支援事業補助金申請書（様式第1号）
- (2) 合宿計画書（様式第2号）
- (3) その他必要と認められる書類

(申請の取下げ)

第6条 前条の申請書の提出後、補助金の交付決定通知書を受け取る前までに、合宿の中止等により申請を取下げることとなった場合は、スポーツ合宿受入支援事業補助金交付申請取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、スポーツ合宿受入支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第8条 申請者は交付決定の通知を受けた後において、合宿の内容の変更等により申請額に変更

が生じるときは、次に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) スポーツ合宿受入支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）
- (2) スポーツ合宿受入支援事業補助金変更合宿計画書（様式第6号）
（補助金の変更交付決定及び通知）

第9条 市長は、変更交付申請に係る合宿の内容が適正と認められるときは、スポーツ合宿受入支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 合宿を実施しなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。
（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、合宿終了後20日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ合宿受入支援事業補助金実績報告書（様式第8号）
- (2) 宿泊証明書（様式第9号）
- (3) その他必要と認められる書類
（補助金の交付額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、スポーツ合宿受入支援事業補助金確定通知書（様式第10号）を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第13条 この補助金は、精算払により交付する。

2 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、スポーツ合宿受入支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。